令和６年度
下水道管路メンテナンス年報
（腐食のおそれが大きい箇所）

令和８年７月

国土交通省　水管理・国土保全局
下水道事業課

目次

１．下水道管路メンテナンス年報（腐食のおそれが大きい箇所）について……1

２．腐食のおそれが大きい箇所の点検について……4

２－１点検実施状況（令和６年度）　……4

（１）全国の点検実施状況　……4

（２）都道府県別の点検実施状況　……5

（３）全国の点検計画と進捗率　……6

（４）事業者区分別の点検計画と進捗率……6

２－２　点検結果（令和６年度）……8

①マンホール　……8

②管渠　……9

３．異状が確認された箇所の措置状況について……10

①マンホール　……10

②管渠　……14

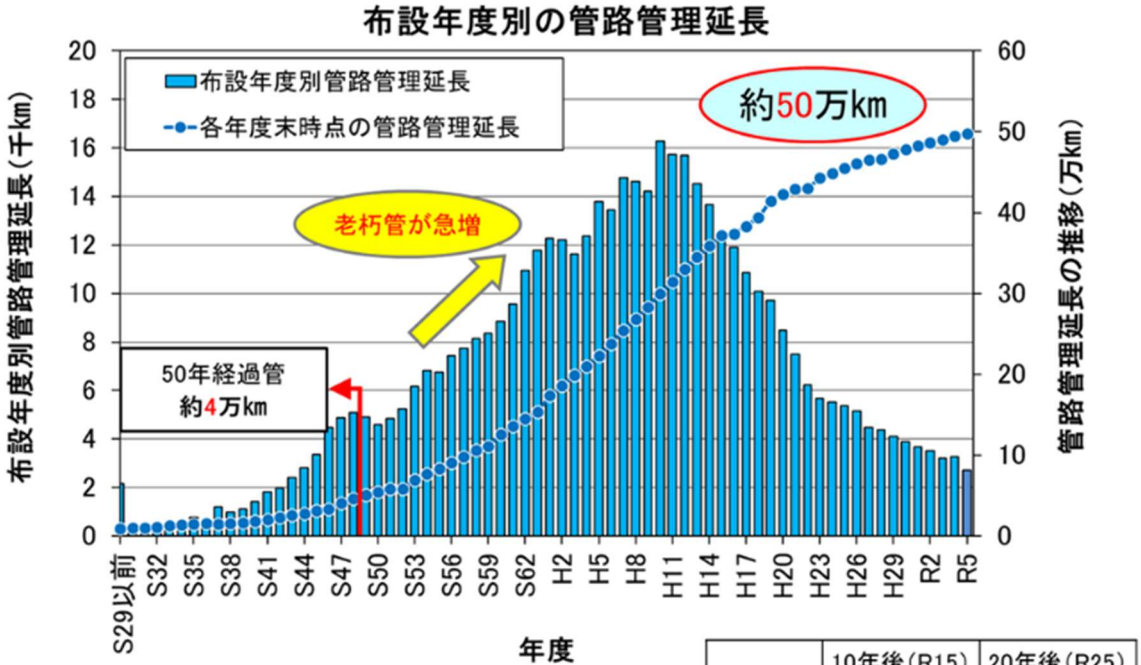
１．下水道管路メンテナンス年報（腐食のおそれが大きい箇所）について

○　『下水道管路メンテナンス年報』では、平成 27 年の下水道法改正で創設した維持修繕基準により、5 年に 1 回以上の頻度での点検が規定された腐食するおそれが大きい箇所を対象として、点検の実施状況や点検の結果、その結果に対する措置状況等を公表しています。
○　令和 3 年度から 2 巡目の点検が開始されており、今回は、令和 6 年度（2 巡目点検の 4 年目）の点検実施状況等をとりまとめましたので公表します。

下水道管路の老朽化の現状について

令和 5 年度末までに整備された全国の下水道管路の延長は、約 50 万kmに達しています。そのうち、標準的な耐用年数とされる 50 年を超過した管路は、約 4 万kmであり、全管路延長の約 8%程度となっています。ただし、10 年後には約 10 万km（約 20%）、20 年後には約 21 万km（約 42%）と、今後は耐用年数を超過した管路が急速に増加する見込みとなっています。

管路施設の年度別管理延長（令和 5 年度末）



	10年後（R15）	20年後（R25）
50年経過	約10万km	約21万km

下水道事業者数について

本年報の調査対象である事業者数は以下のとおりです。

＜事業者数＞

全国	都道府県(流域)	政令市	市町村･一部事務組合等
1,563	134	21	1,408

点検の実施について

平成 27 年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、全ての下水道施設を対象に計画的な維持管理の実施を規定するとともに、下水の貯留その他の原因による腐食のおそれが大きい下水道管路については、5 年に 1 回以上の頻度で点検を行うことを義務づけています。令和 3 年度から 2 巡目の点検がスタートし、令和 6 年度は、2 巡目点検の 4 年目に入りました。

各下水道事業者による計画的な点検の実施により、施設の状態の把握及び異状の有無を確認しています。令和 6 年度の実施状況は以下のとおりであり、令和 6 年度までの 4 年間の累計は、マンホールは 77%、管渠は 78%の点検実施率となっています。

＜令和6年度点検実施数＞

腐食のおそれが大きい箇所					
区分	対象施設数	点検実施数	R6点検実施率	点検実施数(累計)	点検実施率(累計)
マンホール （箇所）	104,552	31,587	30%	80,137	77%
管　渠　（ km ）	3,228	940	29%	2,503	78%

※ 点検実施率 ＝ 点検実施数 ÷ 対象数

維持修繕基準について

下水道管路の老朽化や腐食に起因した道路陥没が発生しているにも関わらず、計画的な点検が十分に行われていなかった状況を踏まえ、計画的な維持管理を推進し、下水道の機能を持続的に確保するため、国土交通省では、下水道施設の維持・修繕に関する基準として維持修繕基準を創設しています。

具体的な基準等は、政令で定めており、主な内容は以下のとおりです。

- 構造等を勘案して、適切な時期に巡視及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 適切な時期に、目視その他適切な方法による点検を行うこと。
- 下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きい排水施設については、5 年に 1 回以上の適切な頻度で点検すること。
- 点検等により損傷、腐食等の異状を把握した場合は、下水道の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

腐食のおそれが大きい箇所について

腐食のおそれが大きい箇所とは、国土交通省令で以下のとおり定められています。

第四条の五　令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分を有する排水施設（次に掲げる箇所及びその周辺に限る。）であつて、**コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの**（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。）とする。

一　**下水の流路の勾配が著しく変化する箇所**又は**下水の流路の高低差が著しい箇所**

二　伏越室の壁その他**多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所**

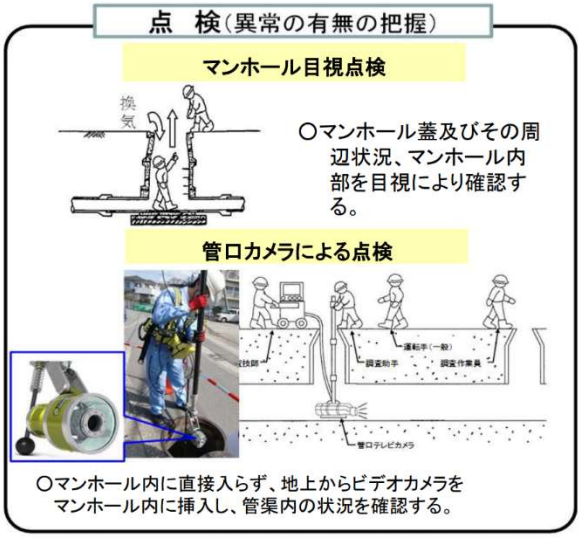
点検の方法について

下水道管路の点検は、施設の状態を把握するとともに、異状の有無を確認することであり、

①マンホール内部からの目視

②地上からマンホール内に管口カメラを挿入

する方法等があります。



※　上記は令和 6 年度に実施された内容であり、令和 7 年 3 月に要請した「下水道管路の全国特別重点調査」における調査方法や、令和 8 年 1 月にとりまとめられた「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」における点検の定義とは異なります。

※　「下水道管路の全国特別重点調査」については以下をご参照ください。
（https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001877041.pdf）

※　「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」については以下をご参照ください。（https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001977754.pdf）

点検結果により異状が確認された箇所の措置

下水道管路の点検で異状を確認した場合、効率的な維持及び修繕が図られるよう、異状の状態や動向について定量的に確認する「調査」や、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等により、下水の流下機能を確保するなどの措置を講ずる必要があります。

（参考）

下水道管路の「調査」においては、以下に示す 3 段階で緊急度を判定しています。これは下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）にて例示されているものです。

緊急度	区分	対応の基準	区分
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合	3 つの診断項目（管の腐食，上下方向のたるみ，不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで，ランクＡが2 項目以上ある場合
Ⅱ	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる	3 つの診断項目（管の腐食，上下方向のたるみ，不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで，ランクＡが1 項目もしくはランクＢが2 項目以上ある場合
Ⅲ	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる	3 つの診断項目（管の腐食，上下方向のたるみ，不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで，ランクＢが1 項目もしくはランクＣのみの場合
劣化無し	―	―	ランクＣもない場合

※ 「緊急度Ⅰ」とは速やかな措置が必要となります。調査により緊急度Ⅰの状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講じることで、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。

※ 上記は令和 6 年度に実施された内容であり、令和 7 年 3 月に要請した「下水道管路の全国特別重点調査」における判定基準や、令和 8 年 1 月にとりまとめられた「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」における診断基準とは異なります。

※ 「下水道管路の全国特別重点調査」については以下をご参照ください。
（https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001877041.pdf）

※ 「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」については以下をご参照ください。（https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001977754.pdf）

２．腐食のおそれが大きい箇所の点検について

２－１ 点検実施状況(令和６年度)

（１）全国の点検実施状況

○ 令和 6 年度の点検では、マンホールについては全国の対象箇所数 104,552 箇所のうち、31,587 箇所の点検を実施し、事業者区分別では、都道府県(流域) 2,241 箇所、政令市 3,658 箇所、市町村・一部事務組合等 25,688 箇所となっています。

○ 管渠については、全国の対象延長 3,228 kmのうち、940 kmの点検を実施し、事業者区分では、都道府県(流域) 281 km、政令市 110 km、市町村・一部事務組合等 550 kmとなっています。

※ 政令市には、特別区を含む。次頁以降も同じ。

令和6年度

●令和6年度に点検を実施した団体数(腐食のおそれが大きい箇所)　（単位:団体）

事業者区分	全数	対象箇所あり		点検実施数		点検実施団体率	
		マンホール	管渠	マンホール	管渠	マンホール	管渠
都道府県(流域)	134	118	121	88	85	75%	70%
政令市	21	20	19	17	17	85%	89%
市町村･一部事務組合等	1,408	1,307	987	731	515	56%	52%
	1,563	1,445	1,127	836	617	58%	55%

令和6年度

○マンホールの点検箇所数 （腐食のおそれが大きい箇所）　（単位:箇所）

事業者区分	対象施設数	点検実施数	R6点検実施率
都道府県(流域)	4,682	2,241	48%
政令市	16,741	3,658	22%
市町村･一部事務組合等	83,129	25,688	31%
	104,552	31,587	30%

○管渠の点検延長 （腐食のおそれが大きい箇所）　（単位:km）

事業者区分	対象施設数	点検実施数	R6点検実施率
都道府県(流域)	689	281	41%
政令市	622	110	18%
市町村･一部事務組合等	1,917	550	29%
	3,228	940	29%

注） 新たに腐食のおそれが大きい箇所として位置付けた施設、腐食防止対策を実施した施設等により、腐食のおそれが大きい箇所は令和 5 年度の数値とは異なる。

注） 数値は四捨五入の関係から、合計値がずれていることがある。
（次項以降も同じ）

（２）都道府県別の点検実施状況

○　令和 6 年度の点検実施率が 20%以上の都道府県は、マンホールで 39 道府県となり、管渠では 34 道府県となっています。

○　令和3年度からの4年間の累計で点検実施率が60%以上の都道府県は、マンホールで 41 都道府県、管渠で 41 道府県となっています。

○点検の実施数(全下水道事業者)

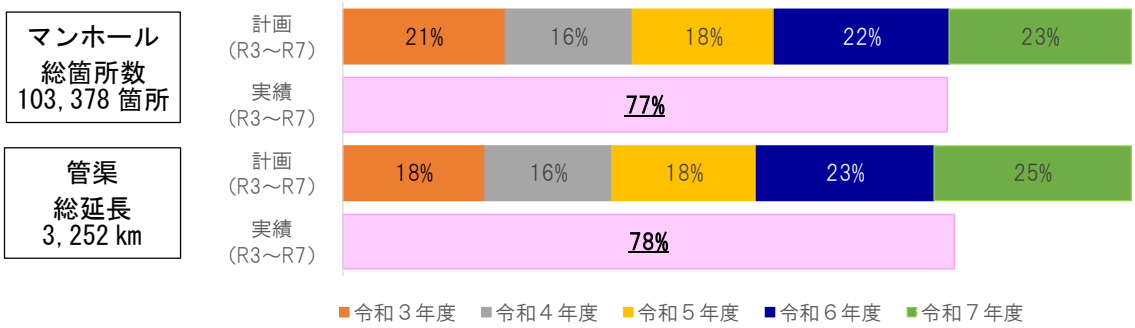
都道府県名	マンホール 点検箇所数（箇所）											管渠 点検延長（km）										
	対象数	令和3年度実施		令和4年度実施		令和5年度実施		令和6年度実施		累計		対象数	令和3年度実施		令和4年度実施		令和5年度実施		令和6年度実施		累計	
		点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率		点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率
北海道	3,606	1,292	35.8%	386	10.7%	354	9.8%	872	24.2%	2,904	80.5%	170.0	65.2	38.3%	16.3	9.6%	16.5	9.7%	40.6	23.9%	139	81.5%
青森県	1,217	157	12.9%	198	16.3%	186	15.3%	203	16.7%	744	61.1%	33.9	3.9	11.5%	8.5	24.9%	6.2	18.3%	6.6	19.4%	25	74.1%
岩手県	1,470	169	11.5%	138	9.4%	316	21.5%	737	50.1%	1,360	92.5%	16.7	1.8	10.9%	3.0	18.2%	3.0	18.2%	7.6	45.6%	15	92.9%
宮城県	1,968	243	12.3%	391	19.9%	514	26.1%	660	33.5%	1,808	91.9%	95.0	14.9	15.7%	7.4	7.7%	18.7	19.7%	49.2	51.8%	90	94.9%
秋田県	2,396	140	5.8%	329	13.7%	301	12.6%	409	17.1%	1,179	49.2%	130.6	4.4	3.4%	22.3	17.1%	23.1	17.7%	30.0	23.0%	80	61.1%
山形県	1,873	146	7.8%	177	9.5%	333	17.8%	842	45.0%	1,498	80.0%	71.6	1.9	2.7%	3.3	4.6%	2.6	3.6%	52.4	73.2%	60	84.0%
福島県	2,361	379	16.1%	301	12.7%	672	28.5%	587	24.9%	1,939	82.1%	55.9	5.0	9.0%	9.4	16.8%	7.7	13.7%	28.5	51.1%	51	90.6%
茨城県	2,387	235	9.8%	508	21.3%	624	26.1%	695	29.1%	2,062	86.4%	97.1	8.1	8.3%	17.4	18.0%	20.9	21.5%	18.9	19.5%	65	67.3%
栃木県	1,727	313	18.1%	80	4.6%	375	21.7%	679	39.3%	1,447	83.8%	51.4	7.2	14.1%	2.0	3.8%	11.9	23.2%	24.4	47.4%	46	88.4%
群馬県	1,871	61	3.3%	115	6.1%	407	21.8%	1,083	57.9%	1,666	89.0%	40.4	3.4	8.3%	1.1	2.7%	4.2	10.5%	25.3	62.7%	34	84.2%
埼玉県	2,085	217	10.4%	245	11.8%	331	15.9%	924	44.3%	1,717	82.4%	71.8	11.7	16.2%	10.5	14.6%	6.8	9.4%	31.3	43.6%	60	83.8%
千葉県	1,666	143	8.6%	61	3.7%	663	39.8%	561	33.7%	1,428	85.7%	105.7	42.8	40.5%	4.8	4.5%	12.0	11.3%	20.2	19.1%	80	75.5%
東京都	6,611	1,123	17.0%	1,103	16.7%	2,039	30.8%	997	15.1%	5,262	79.6%	229.9	37.7	16.4%	35.8	15.6%	31.4	13.7%	29.4	12.8%	134	58.4%
神奈川県	1,331	71	5.3%	171	12.8%	371	27.9%	604	45.4%	1,217	91.4%	27.1	2.0	7.4%	2.6	9.6%	6.1	22.5%	12.1	44.7%	23	84.2%
新潟県	4,466	540	12.1%	1,036	23.2%	772	17.3%	960	21.5%	3,308	74.1%	156.4	17.6	11.3%	46.3	29.6%	27.4	17.5%	25.3	16.2%	116	74.5%
富山県	2,175	314	14.4%	374	17.2%	763	35.1%	351	16.1%	1,802	82.9%	40.6	11.5	28.3%	4.2	10.5%	13.5	33.2%	5.3	13.1%	35	85.0%
石川県	3,830	1,063	27.8%	693	18.1%	755	19.7%	513	13.4%	3,024	79.0%	215.1	53.7	24.9%	36.1	16.8%	38.3	17.8%	38.7	18.0%	167	77.5%
福井県	1,044	71	6.8%	56	5.4%	143	13.7%	422	40.4%	692	66.3%	27.7	3.2	11.5%	1.7	6.0%	4.5	16.3%	10.7	38.6%	20	72.4%
山梨県	812	71	8.7%	240	29.6%	97	11.9%	202	24.9%	610	75.1%	10.1	2.5	24.8%	4.1	40.3%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	7	65.2%
長野県	3,674	297	8.1%	836	22.8%	888	24.2%	862	23.5%	2,883	78.5%	60.0	11.9	19.8%	9.3	15.5%	15.9	26.4%	14.0	23.3%	51	85.1%
岐阜県	4,475	1,420	31.7%	90	2.0%	694	15.5%	1,490	33.3%	3,694	82.5%	99.1	23.4	23.6%	12.9	13.0%	14.3	14.4%	37.5	37.8%	88	88.8%
静岡県	2,606	456	17.5%	485	18.6%	378	14.5%	593	22.8%	1,912	73.4%	160.0	37.5	23.4%	23.8	14.9%	29.4	18.3%	36.6	22.9%	127	79.5%
愛知県	3,546	474	13.4%	712	20.1%	339	9.6%	1,297	36.6%	2,822	79.6%	145.8	22.0	15.1%	21.5	14.7%	27.3	18.7%	35.6	24.4%	106	73.0%
三重県	1,794	151	8.4%	378	21.1%	401	22.4%	372	20.7%	1,302	72.6%	32.5	2.5	7.7%	9.8	30.2%	5.1	15.6%	4.7	14.5%	22	68.0%
滋賀県	2,952	71	2.4%	92	3.1%	114	3.9%	1,127	38.2%	1,404	47.6%	77.3	0.0	0.0%	1.4	1.8%	1.6	2.1%	68.2	88.2%	71	92.1%
京都府	2,417	418	17.3%	343	14.2%	504	20.9%	669	27.7%	1,934	80.0%	52.2	10.1	19.3%	4.3	8.2%	14.4	27.6%	12.3	23.6%	41	78.7%
大阪府	5,849	749	12.8%	1,017	17.4%	1,909	32.6%	1,747	29.9%	5,422	92.7%	164.1	20.8	12.7%	35.8	21.8%	54.6	33.2%	42.0	25.6%	153	93.4%
兵庫県	6,708	515	7.7%	325	4.8%	1,284	19.1%	1,755	26.2%	3,879	57.8%	83.2	6.2	7.4%	8.1	9.7%	15.2	18.3%	13.6	16.3%	43	51.7%
奈良県	1,537	621	40.4%	87	5.7%	85	5.5%	373	24.3%	1,166	75.9%	19.6	3.8	19.4%	0.8	4.2%	0.3	1.3%	9.5	48.6%	14	73.5%
和歌山県	464	39	8.4%	57	12.3%	31	6.7%	229	49.4%	356	76.7%	10.4	1.2	11.6%	0.5	4.8%	0.1	1.0%	4.7	45.0%	6	62.3%
鳥取県	1,328	215	16.2%	243	18.3%	237	17.8%	313	23.6%	1,008	75.9%	37.0	4.3	11.6%	4.5	12.1%	10.0	27.0%	11.1	29.9%	30	80.6%
島根県	1,219	158	13.0%	82	6.7%	116	9.5%	689	56.5%	1,045	85.7%	18.7	2.7	14.3%	1.9	10.0%	3.7	19.6%	4.9	26.2%	13	70.1%
岡山県	2,416	270	11.2%	784	32.5%	302	12.5%	664	27.5%	2,020	83.6%	72.2	3.8	5.3%	27.0	37.4%	20.5	28.4%	15.2	21.1%	66	92.1%
広島県	2,042	241	11.8%	247	12.1%	346	16.9%	466	22.8%	1,300	63.7%	69.0	3.3	4.8%	4.1	6.0%	18.1	26.2%	29.0	42.0%	54	78.9%
山口県	1,159	152	13.1%	186	16.0%	181	15.6%	463	39.9%	982	84.7%	13.2	1.8	14.0%	1.8	13.6%	3.1	23.5%	2.6	20.0%	9	71.1%
徳島県	218	29	13.3%	31	14.2%	32	14.7%	57	26.1%	149	68.3%	6.5	0.3	4.6%	0.6	9.2%	0.7	10.3%	0.6	9.2%	2	33.3%
香川県	3,495	139	4.0%	17	0.5%	17	0.5%	3,035	86.8%	3,208	91.8%	43.4	2.9	6.6%	0.6	1.4%	0.8	1.9%	36.8	84.9%	41	94.8%
愛媛県	1,146	34	3.0%	135	11.8%	83	7.2%	376	32.8%	628	54.8%	27.1	2.2	8.1%	3.4	12.4%	2.3	8.3%	7.5	27.9%	15	56.7%
高知県	201	0	0.0%	5	2.5%	43	21.4%	49	24.4%	97	48.3%	7.3	0.0	0.0%	0.0	0.2%	0.7	9.1%	3.2	44.0%	4	53.3%
福岡県	3,159	354	11.2%	758	24.0%	739	23.4%	629	19.9%	2,480	78.5%	149.5	32.9	22.0%	21.1	14.1%	38.8	26.0%	31.5	21.0%	124	83.1%
佐賀県	1,174	144	12.3%	130	11.1%	217	18.5%	404	34.4%	895	76.2%	51.7	7.3	14.1%	3.9	7.5%	12.4	24.0%	17.1	33.1%	41	78.6%
長崎県	1,423	275	19.3%	156	11.0%	205	14.4%	306	21.5%	942	66.2%	28.7	2.1	7.3%	7.0	24.4%	4.6	16.1%	8.6	29.9%	22	77.8%
熊本県	2,279	80	3.5%	150	6.6%	75	3.3%	706	31.0%	1,011	44.4%	67.6	8.9	13.2%	9.8	14.5%	5.7	8.5%	15.7	23.2%	40	59.4%
大分県	467	26	5.6%	47	10.1%	40	8.6%	200	42.8%	313	67.0%	16.3	1.3	8.0%	2.7	16.5%	2.0	12.4%	6.2	38.1%	12	75.0%
宮崎県	875	564	64.5%	8	0.9%	11	1.3%	267	30.5%	850	97.1%	11.6	5.7	49.1%	0.4	3.0%	0.3	2.6%	4.2	36.3%	11	90.9%
鹿児島県	431	143	33.2%	46	10.7%	114	26.5%	58	13.5%	361	83.8%	31.8	4.7	14.8%	4.3	13.4%	10.8	34.1%	7.9	24.9%	28	87.2%
沖縄県	602	115	19.1%	98	16.3%	104	17.3%	90	15.0%	407	67.6%	25.4	2.6	10.4%	4.3	17.0%	9.1	36.0%	2.8	10.9%	19	74.2%
全国	104,552	14,898	14.2%	14,147	13.5%	19,505	18.7%	31,587	30.2%	80,137	*77%*	3,228	525	16.3%	462	14.3%	576	17.8%	940	29.1%	2,503.1	*78%*

（３）全国の点検計画と進捗率

○ 全国の点検実施率は、令和 3 年度からの 4 年間の累計でマンホール（箇所数）では 77%、管渠（延長）では 78%となっており、計画どおり進んでいます。

注）四捨五入の関係で、合計値が 100%にならない場合がある（次頁以降も同じ）。

■点検実績と今後の点検予定（全下水道事業者合計）

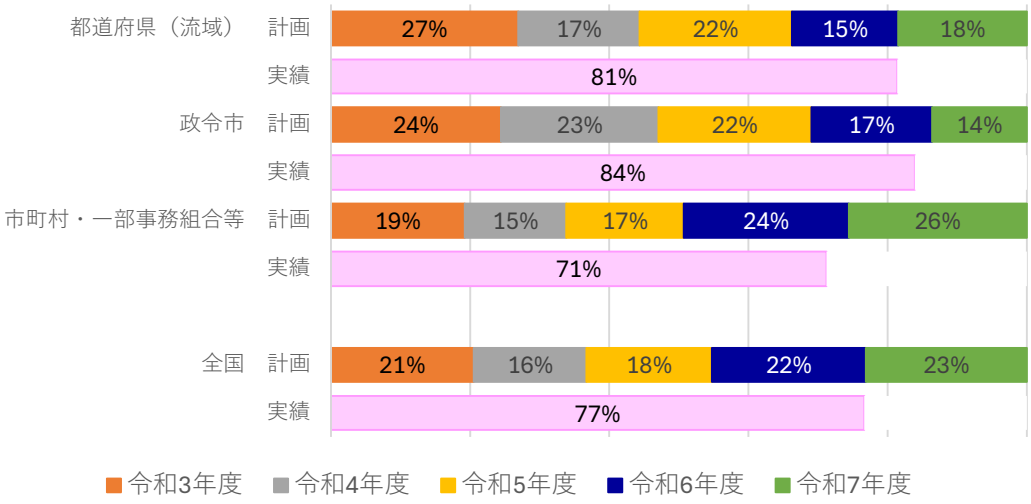


（４）事業者区分別の点検計画と進捗率

① マンホール

○ 令和３年度からの４年間におけるマンホール点検実施率（箇所数ベース）の累計では都道府県（流域）で 81%、政令市で 84%、市町村・一部事務組合等で 71%となっています。

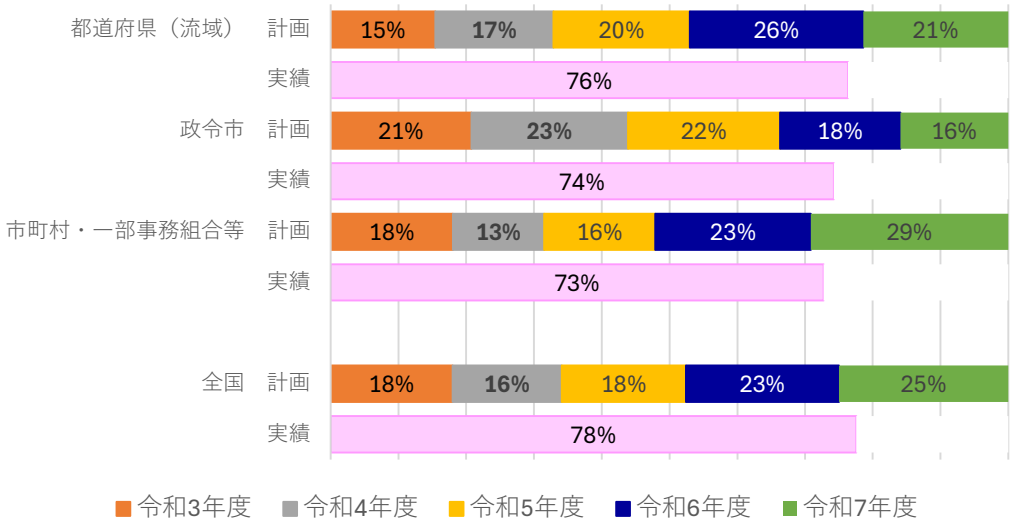
■点検実績と今後の点検予定（事業者区分毎に合計）



② 管渠

○ 令和 3 年度からの 4 年間における管渠点検実施率（延長ベース）の累計では都道府県（流域）で 76%、政令市で 74%、市町村・一部事務組合等で 73%となっています。

■点検実績と今後の点検予定（事業者区分毎に合計）



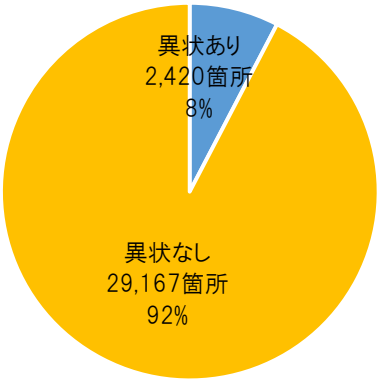
２－２ 点検結果（令和６年度）

① マンホール

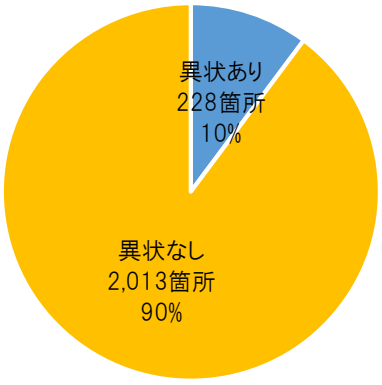
○腐食のおそれが大きい箇所に設置されているマンホール 104,552 箇所のうち、令和 6 年度においては、31,587 箇所の点検を実施し、そのうち 2,420 箇所で異状があり、事業者区分別では、都道府県（流域）：228 箇所、政令市：139 箇所、市町村・一部事務組合等：2,053 箇所となっています。
○事業者区分別の異状ありの割合は、都道府県（流域）：10%、政令市：4%、市町村・一部事務組合等：8%となりました。

＜令和 6 年度点検における異状の有無の割合＞

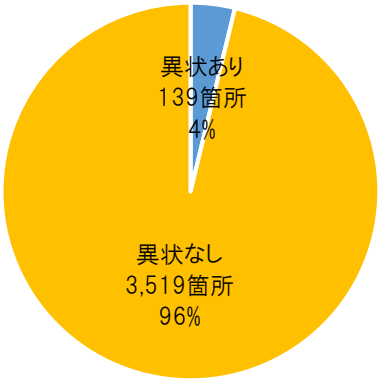
＜全国＞　31,587 箇所



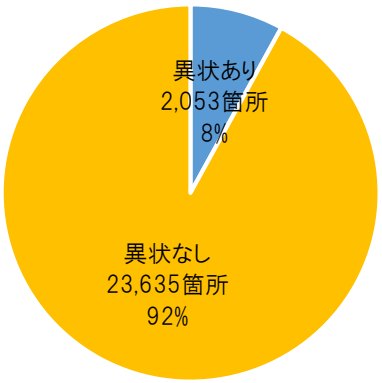
＜都道府県（流域）＞　2,241 箇所



＜政令市＞　3,658 箇所



＜市町村・一部事務組合等＞　25,688 箇所



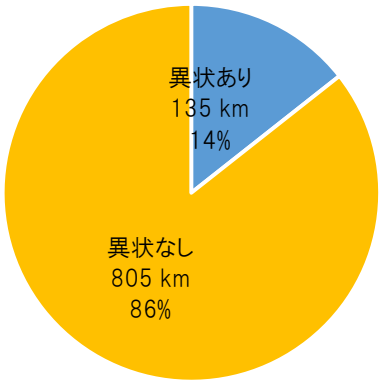
②管渠

〇腐食のおそれが大きい箇所に設置されている管渠 3,228 kmのうち、令和 6 年度においては、940 kmの点検を実施し、そのうち 135 kmで異状があり、事業者区分別では、都道府県(流域):45 km、政令市:4 km、市町村・一部事務組合等:86 kmとなっています。

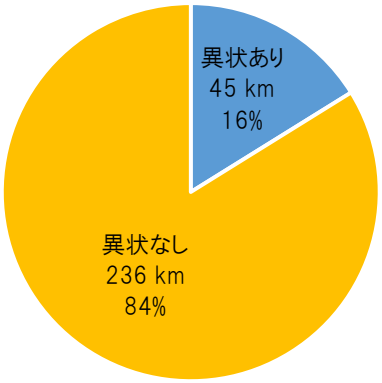
〇事業者区分別の異状ありの割合は、都道府県(流域):16%、政令市:4%、市町村・一部事務組合等:16%となりました。

〈令和 6 年度点検における異状の有無の割合〉

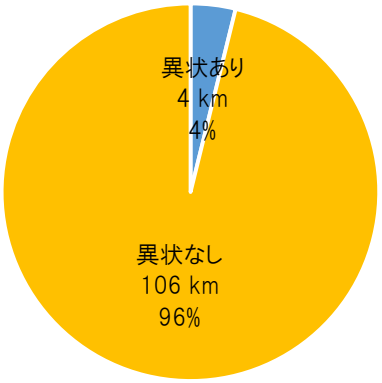
＜全国＞　940 km



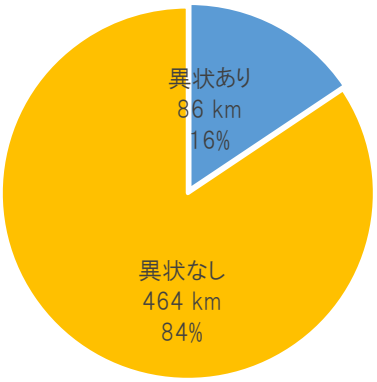
＜都道府県（流域）＞　281 km



＜政令市＞　110 km



＜市町村・一部事務組合等＞　550 km



３．異状が確認された箇所の措置状況について

（令和 3 年度～令和 6 年度）

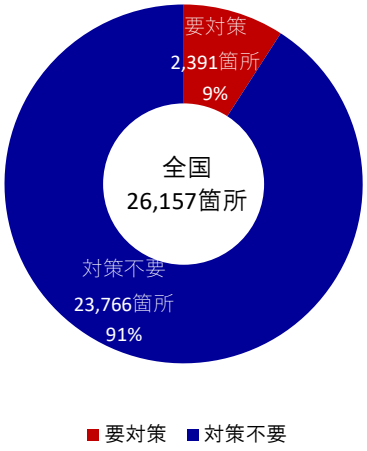
①マンホール

全国（全下水道事業者）

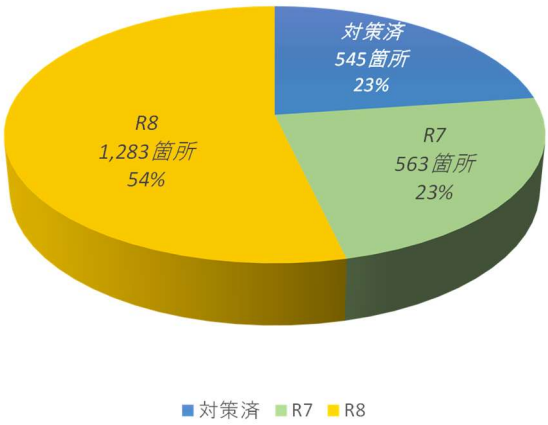
〇令和 3 年度から令和 6 年度までに、26,157 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 2,391 箇所（9%）、対策不要は 23,766 箇所（91%）となりました。

〇要対策となった 2,319 箇所のうち、令和 6 年度までに 545 箇所(23%)の対策を完了しており、残りは令和 7 年度に 563 箇所（23%）、令和 8 年度に 1,283 箇所（54%）の対策を行う予定です。

〇調査結果（R6 年度）



〇要対策箇所の対策予定



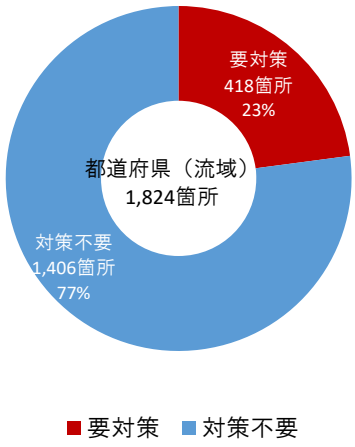
※ 過年度の点検で異常があった箇所を令和 6 年度に調査を実施しているケースや点検を省略し調査を実施しているケース等もあることから、調査箇所数は点検で異常が見つかった箇所数と一致しない（以降も同様）。

都道府県（流域）

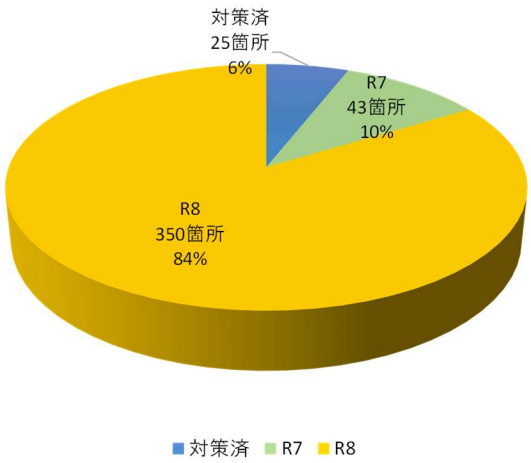
〇令和 3 年度から令和 6 年度までに、1,824 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 418 箇所（23%）、対策不要は 1,406 箇所（77%）となりました。

〇要対策となった 418 箇所のうち、令和 6 年度までに 25 箇所(6%)の対策を完了しており、令和 7 年度に 43 箇所（10%）、令和 8 年度に 350 箇所（84%）の対策を行う予定です。

〇調査結果（R6 年度）



〇要対策箇所の対策予定

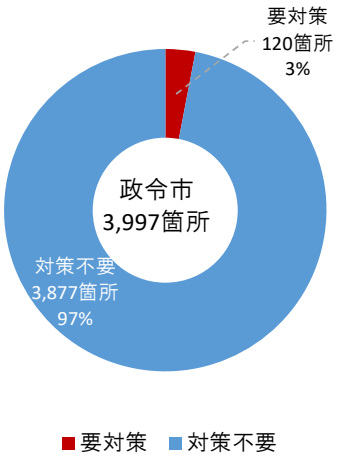


政令市　※特別区含む

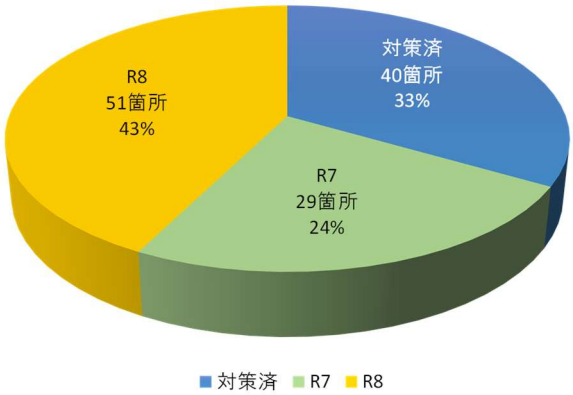
〇令和 3 年度から令和 6 年度までに、3,997 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 120 箇所（3%）、対策不要は 3,877 箇所（97%）となりました。

〇要対策となった 120 箇所は、令和 6 年度までに 40 箇所（33%）の対策を完了しており、令和 7 年度に 29 箇所（24%）、令和 8 年度に 51 箇所（43%）の対策を行う予定です。

〇調査結果（R6 年度）



〇要対策箇所の対策予定

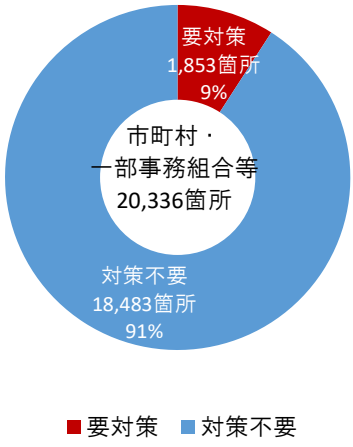


市町村・一部事務組合等

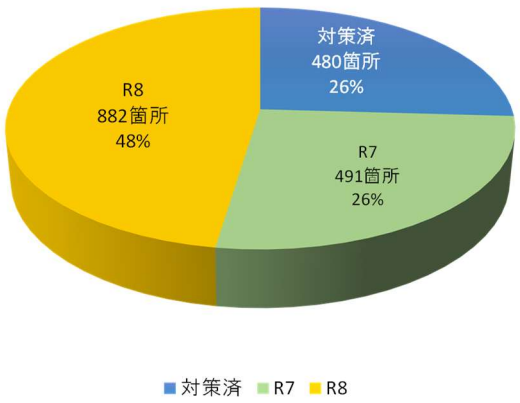
〇令和 3 年度から令和 6 年度までに、20,336 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 1,853 箇所（9%）、対策不要は 18,483 箇所（91%）となりました。

〇要対策となった 1,853 箇所のうち、令和 6 年度までに 480 箇所（26%）の対策を完了しており、令和 7 年度に 491 箇所（26%）、令和 8 年度に 882 箇所（48%）の対策を行う予定です。

〇調査結果（R6 年度）



〇要対策箇所の対策予定



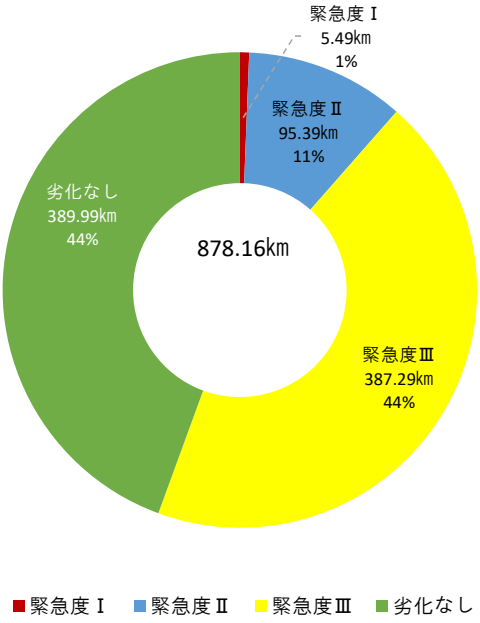
②管渠

全国(全下水道事業者)

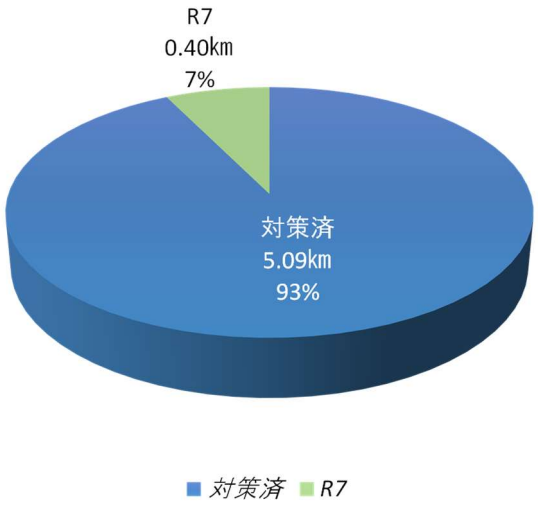
○令和 3 年度から令和 6 年度までに、878.16km の調査を実施し、緊急度の判定区分では、緊急度Ⅰが 5.49 km（1%)、緊急度Ⅱが 95.39 km（11%)、緊急度Ⅲが 387.29 km（44%)、劣化なしが 389.99 km（44%）となりました。

○緊急度Ⅰ判定となった管渠 5.49km については、令和 6 年度までに 5.09km（93%）の対策が完了しており、残りは令和 7 年度に 0.40km（7%）の対策を行う予定です。

○調査結果（R6 年度）



○緊急度Ⅰの対策予定

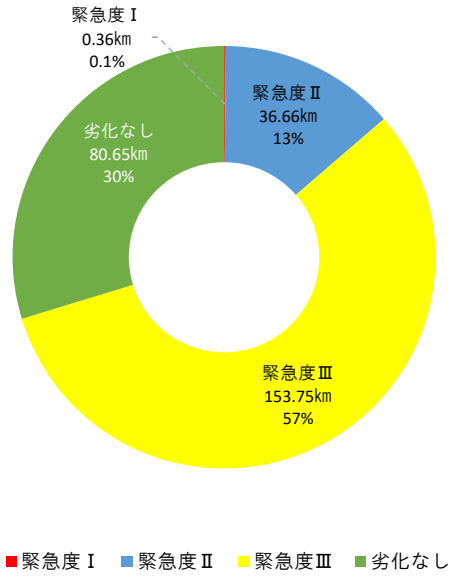


都道府県（流域）

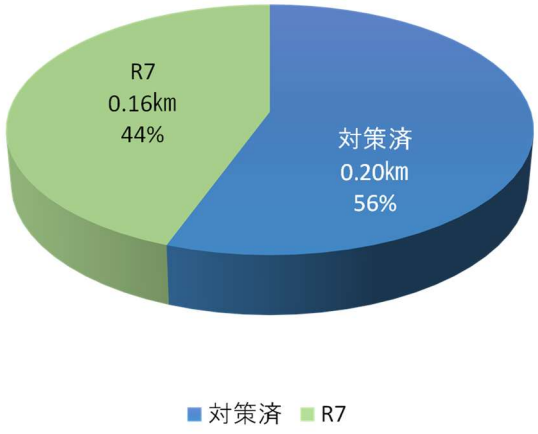
〇令和 3 年度から令和 6 年度までに、271.41km の調査を実施し、緊急度の判定区分では、緊急度Ⅰが 0.36 km（0.1%）、緊急度Ⅱが 36.66 km（13%）、緊急度Ⅲが 153.75 km（57%）、劣化なしが 80.65 km（30%）となりました。

〇緊急度Ⅰ判定となった管渠 0.36km については、令和 6 年度までに 0.20km（56%）の対策が完了しており、残りは令和 7 年度に 0.16km（44%）の対策を行う予定です。

〇調査結果（R6 年度）



〇緊急度Ⅰの対策予定

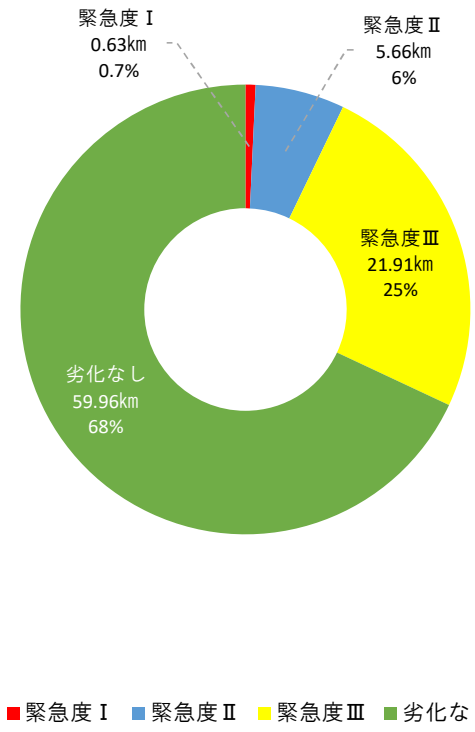


政令市　※特別区含む

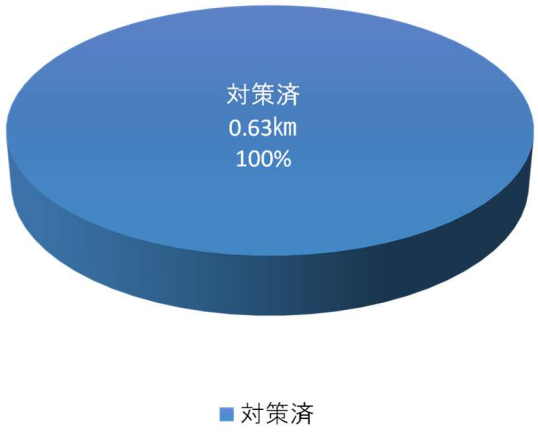
〇令和 3 年度から令和 6 年度までに、88.16km の調査を実施し、緊急度の判定区分では、緊急度Ⅰが 0.63 km（0.7%）、緊急度Ⅱが 5.66 km（64%）、緊急度Ⅲが 21.91 km（25%）、劣化なしが 59.96 km（68%）となりました。

〇緊急度Ⅰ判定となった管渠 0.63km については、令和 6 年度までに 0.63km（100.0%）の対策が完了している。

〇調査結果（R6 年度）



〇緊急度Ⅰの対策予定

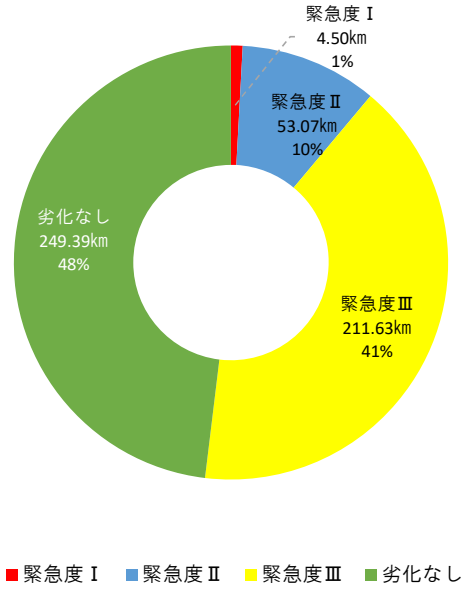


市町村・一部事務組合等

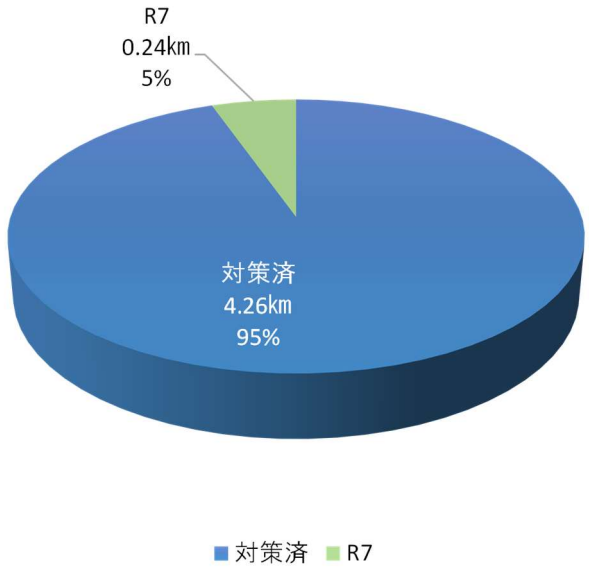
〇令和 3 年度から令和 6 年度までに、518.60km の調査を実施し、緊急度の判定区分では、緊急度Ⅰが 4.50 km（0.9%）、緊急度Ⅱが 53.07 km（10.2%）、緊急度Ⅲが 211.63 km（40.8%）、劣化なしが 249.39 km（48.1%）となりました。

〇緊急度Ⅰ判定となった管渠 4.50km のうち、令和 6 年度までに 4.26km(95%)の対策を完了しており、残りは令和 7 年度に 0.24km（5%）の対策を行う予定です。

〇調査結果（R6 年度）



〇緊急度Ⅰの対策予定



〇以上の内容については、以下のホームページに掲載していますので、ご参照ください
(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000904.html)